

令和 5 年 5 月 26 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13329

研究課題名（和文）近世における朝廷中枢による門跡統制の解明

研究課題名（英文）Elucidation of the control of Monzeki by the royal court executive in early modern period

研究代表者

石津 裕之（Ishizu, Hiroyuki）

東京大学・史料編纂所・助教

研究者番号：50812674

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：門跡とは、天皇・親王や摂家などの子弟が入寺する格式の高い寺院、もしくは門主のことであり、近世には門主の出自に応じて宮門跡・摂家門跡・准門跡の三つの格式があった。本研究では、かかる近世の門跡に対し、摂政・関白や武家伝奏といった朝廷中枢がおこなっていた統制の具体像の解明を試みた。摂政らと門跡を仲介した役人である肝煎・御世話人の顔ぶれ・就任期間・役割を明らかにするとともに、両役人による門跡運営への関与と門主の実父・養父による門跡運営への関与との関係などを究明し、それらの分析結果を学会報告・論文の形で発信した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

門跡は朝廷の構成員であり、朝廷中枢による統制を受ける立場にあった。したがって、その統制の仕組みを解明することは、統制下にあった門跡の動向や存在形態を理解するうえで不可欠の作業である。かかる作業に取り組んだ本研究は、門跡の動向や存在形態をめぐる研究を活性化させる呼び水となるはずである。また、当該の統制を支えた役人である肝煎・御世話人は近世を通じて朝廷内で整備されていった職制の一つであり、両役人の実態を多角的な観点から究明した本研究は、上述した門跡の動向や存在形態の解明のみならず、近世朝廷の職制史研究の進展にも寄与するものである。

研究成果の概要（英文）：Monzeki is a high-ranking temple where the children of the emperor, imperial family, and the regent family enter, or the head of the temple. In early modern period, there were three types of Monzeki, depending on the origin of the head of the temple: Miya-monzeki, Sekke-monzeki, and Jun-monzeki. In this research, I tried to elucidate the specific image of the control that the executive of the Imperial Court, such as Sessho, Kanpaku, and Buke Tenso, performed against such Monzeki in the early modern period. I clarified the line-up, term of office, and role of Kimoiri and Osewanin, the officials who acted as an intermediary between the regent and the monzeki. And I investigated the relationship between the involvement of the officials in the management of the monzeki and the involvement of the monzeki's biological father and adoptive father in the management of the monzeki. The analysis results were announced in the form of conference reports and papers.

研究分野：日本近世史

キーワード：門跡 朝廷 宮門跡 摂家門跡 准門跡 肝煎 御世話人

1. 研究開始当初の背景

本来、門跡とは、祖師の法流を継承する寺もしくは僧侶を意味する語であったが、平安時代以降、天皇・親王や摂家などの子弟が入寺する特定の寺院、もしくはその人(門主)を意味するようになった。中世において門跡は、大寺院の長官を独占して寺社勢力の頂点に君臨し、出自と相まって宗教界のみならず、中世国家の最上部を構成する権門であった。

かかる門跡の近世的な在り様が本格的に論じられるようになったのは、1980年代以降に近世史研究において活発化した幕藩制国家論の中であった。すなわち、幕府の意向の下で朝廷運営を統括した摂政・関白や武家伝奏が、門跡の行動を厳密に管理していたことなどが解明された。その後、こうした分析を前提としつつ、個別の門跡に即した検討が進められていった。具体的には、入木道(書道)などの文化史を始めとする多様な分析視座から、各門跡の存在形態や動向が次々と解明されていったのである。

上述のように、門跡統制のうえでは、摂政・関白や武家伝奏が大きな役割を果たしていたが、それは、彼らが朝廷の中枢(執行部)として門跡を含む朝廷全体を統制・運営する立場にあったためである。この点を踏まえた上で、研究代表者が問題視したのは、摂政・関白や武家伝奏といった朝廷中枢による統制の具体的な在り様が明らかにされていないということであった。勿論、朝廷中枢が門跡の行動を管理していたという重要な指摘がすでに先行研究によってなされているが、下記の三つの事実を踏まえるとき、統制の具体的なシステムが十分に解明されているとはいえないと考えた。

第一に、肝煎・御世話人という公家の就く役人が朝廷中枢から各門跡に設定され、朝廷中枢の意向を門跡に伝えていたという事実である(石津裕之「近世中期における宮門跡の相続」『日本歴史』834号、2017年。同「近世僧位僧官の叙任経路に関する一考察」『史林』99巻5号、2016年)。両役人はこれまで殆ど検討されていないが、右の事実を考慮するとき、朝廷中枢による門跡統制を構造的に捉える上では、朝廷中枢と門跡を媒介していた両役人の制度的実態=任免の法則性や役割などを解明することが不可欠といえよう。

第二に、門主の実父である天皇・親王が門跡の運営に関与するとともに、天皇・親王と朝廷中枢の間で、門跡の運営をめぐって御世話人が板挟みになっていたという事実である(前掲石津「近世僧位僧官の叙任経路に関する一考察」)。この事実は、朝廷中枢による門跡統制を理解するためには、門主の実父による門跡運営への関与の実態を解明しつつ、そこに肝煎を加えた両役人がいかに関わっていたかを考察する必要があることを示唆している。また、門主には養父が設定される場合もあり、実父のみならず、養父による関与への注意も必要である。

第三に、門跡には格式の違いがあったという事実である。門跡には、宮門跡・摂家門跡・准門跡といった門主の出自に応じた格式があり、従来、格式ごとに別個に研究が進展してきた。しかし、かかる格式の違いが如上の第一・二の点とどのように関連していたかを横断的に比較検討しなければ、格式の違いを踏まえた重層的な門跡統制の実態は把握できないだろう。

以上のように、朝廷中枢による門跡統制をめぐっては、照射できていない多くの要素が残されているのが実情であった。しかし、門跡が朝廷中枢による朝廷運営の下で存在していた以上、朝廷中枢による統制は、門跡の存在形態や動向を強く規定していたと考えられるのであり、翻っていえば、門跡の存在形態や動向を正確に理解するためには、少なくとも上記の三点に留意しつつ、統制の具体的なシステムを明らかにすることが必要ではないかと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上述した三点に留意した検討課題を設定した上で、その分析に取り組むことを通じて、朝廷中枢による門跡統制の具体的なシステムを解明することである。

3. 研究の方法

(1) 肝煎・御世話人の任免に関する法則性と役割の解明

どの公家がどの門跡の肝煎・御世話人であったのかという大前提をまずは明らかにする必要があるため、史料から両役人の就任・離任の記事を抽出し、就任者名と門跡名をデータベース化しながら、就任・離任の契機や在任期間といった任免の法則性を明らかにした。使用した史料は、宮門跡が作成した寺務日誌と武家伝奏が作成した公務日誌である。

その上で、宮門跡を対象として両役人の役割を分析した。具体的には、肝煎に関しては前述の史料群を対象として、また、御世話人に関しては前述の史料群に加え、「青蓮院宮御世話備忘」(宮内庁書陵部所蔵)といった、題名から御世話人の備忘と判断される史料を対象として関連記事を翻刻・検討し、時期的な変化にも留意しつつ両役人の役割を検討した。

(2) 天皇・親王による門跡への関与、及びそれに対する両役人の関係性に関する分析

前掲の諸史料に加えて、天皇による自筆日記や親王家の家来による事務日誌を対象とし、天皇・親王からの門跡に対する命令や、門跡からの天皇・親王に対する出願・届に関する記事を抽出し、分析することで、天皇・親王による門跡への関与の具体相を追究した。対象とする門跡は、

門主の実父が天皇・親王であった宮門跡とした。その上で、当該の関与に対して、肝煎・御世話人の両役人がどのように関わっていたかを考察することで、天皇・親王／(朝廷中枢の意向に従って行動する)両役人／門跡という三者の有機的な連関を踏まえた、門跡統制の実態について考察を加えた。

(3) 宮門跡と撰家門跡の比較検討

まず、撰家門跡である随心院門跡を対象とし、その寺務日誌の「随心院記録」(京都府立京都市・歴史館寄託、127冊)を用いて、両役人の役割や門主の実父である撰家当主による関与について分析した。そして、その分析結果と、宮門跡を対象とした(1)・(2)の分析結果とを比較検討し、格式ごとの共通点・相違点を踏まえた門跡統制の実態について検討した。

4. 研究成果

(1) 肝煎・御世話人の任免と役割

門跡で作成された史料(青蓮院門跡の寺誌である「華頂要略」や一乗院門跡の寺務日記である「一乗院御用日記」など)と公家が作成した史料(公用日記や私用日記など)を分析し、肝煎・御世話人の交代に関する記事を抽出・分析することで、両役人の顔ぶれ、任命・罷免の契機や理由を明らかにでき、時期ごとの特徴やその変化の様相が浮かび上がった。それらの分析結果については、現在論文化を進めている。

また、上記の史料から両役人の役割に関する関係記事を抽出・分析し、両役人が門跡と朝廷中枢の間で果たしていた多様な職務を具体的に明らかにした。その一例が門跡同士の争論が発生した際、御世話人が争論解決に向けた関係者間の内々交渉を担っていたというものであり、その様相を組み込む形で論文を発表した。

両役人は近世朝廷で創出された職制の一つであり、上で見た本研究の成果は、近世朝廷の職制史研究に新たな知見を提供するものであり、公家が務めた業務の一環を明らかにできたことで、門跡はもちろん、近世における公家をめぐる研究の進展を促すことが予想される。

(2) 天皇・親王による門跡運営への関与の具体像とそれに対する両役人の関係性

門跡の寺務日誌といった諸史料を分析した結果、特に親王を実父に持つ門主の場合、門跡内外の諸案件を門主が決裁するのに先行して、門跡の家臣たちが親王家当主に伺いを立てていた事実が浮かび上がった。一方、親王家当主に伺いを立てる案件の殆どは肝煎・御世話人にも相談がなされており、肝煎・御世話人は親王家当主の意向に一定の配慮を示していたことなどが判明した。また、親王家出身の門主は、天皇を養父とする場合が殆どであったが、実父である親王家当主の意向と養父である天皇の意向(を受けた朝廷中枢の意向)が必ずしも一致しておらず、そのことが特に御世話人の役割に一定の影響を与えていたという事実も浮かび上がった。以上の事実は学会報告にて公表し、現在論文化を進めている。

住職の実家が当該寺院の運営に関与する事例は仏教史研究にて報告されており、従来の門跡研究でも関与の指摘自体はあるものの、その具体的な様相は検討されてこなかった。上に述べた諸事実は、こうした先行研究による検討が手薄であった部分を補うものである。また、近世の親王については、皇位継承の控になったことなどは論じられているものの、その実態は未解明な部分が極めて多い。こうした現状の中で、上記の事実を明らかにできたことで、門跡運営への関与という新たな視点から近世親王に関する研究が進展することが期待される。

(3) 各格式間の共通点・相違点

上述してきた諸点は宮門跡に関するものであるが、撰家門跡である随心院門跡の寺務日誌に加え、朝廷中枢にあった公家の日記を分析したところ、近世後期の随心院門跡に御世話人がいたことが判明した。また、その役割は、宮門跡と共通する部分がある一方、門主の実家の性格の違いに応じて一定の違いがあったことも浮かび上がった。また、当初の研究計画では撰家門跡のみを対象とする予定であったが、関係史料を読む解く中で、准門跡である西本願寺にも近世後期に御世話人がいた事実が判明した。これらの諸点については、いまだ公表できていないが、今後関係史料の精査を経たのち、学会報告ないし論文化をおこなう予定である。

撰家門跡・准門跡ともに、幕末期に御世話人が存在していたことは既知の事柄であったが、本研究では、それが近世後期にまで遡及しうることを新たに明らかにできた。従来の近世門跡研究は、宮門跡・撰家門跡・准門跡の格式ごとに進展してきたが、特に三つの格式に共通して存在する御世話人に着目することで、今後、個別の格式に留まらない門跡全体に対する統制の解明が進展するであろう。また、その作業は、格式ごとに別個に進展してきた先行研究を実態に即して統合するものともなるはずである。研究代表者としても、これらの検討に取り組む所存である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 石津裕之	4. 巻 1022
2. 論文標題 書評 林大樹著『天皇近臣と近世の朝廷』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 43-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石津裕之	4. 巻 698
2. 論文標題 書評 村上紀夫著『近世京都寺社の文化史』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本史研究	6. 最初と最後の頁 83 - 90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石津裕之	4. 巻 278
2. 論文標題 近世における神社と門跡の関係 - 祇園社と青蓮院・妙法院を事例として -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ヒストリア	6. 最初と最後の頁 49 - 75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 石津裕之
2. 発表標題 近世前中期における宮門跡の序列と天皇・院の養子・猶子
3. 学会等名 朝幕研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 石津裕之
2. 発表標題 近世後期の宮門跡と朝廷・地域社会 - 一乗院を素材として -
3. 学会等名 歴史学フォーラム2019 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石津裕之
2. 発表標題 近世における宮門跡の序列 - 天皇の養子・猶子をめぐって -
3. 学会等名 2019年度読史会大会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石津裕之
2. 発表標題 近世の神社制度と門跡
3. 学会等名 中近世宗教史研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 福田千鶴・藤實久美子編著 (石津裕之分担執筆)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 488
3. 書名 近世日記の世界	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------